

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年12月17日

帯広市長 米 沢 則 寿
帯広市条例第37号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(帯広市職員給与条例の一部改正)

第1条 帯広市職員給与条例(昭和28年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第28条の2第3号及び第4号並びに第28条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(帯広市恩給条例の一部改正)

第2条 帯広市恩給条例(昭和29年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第51条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(帯広市消防団条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 帯広市消防団条例(昭和32年条例第25号)第3条第3号及び第23条第1号
- (2) 帯広市空港管理条例(昭和55年条例第39号)第30条第2項第2号
- (3) 帯広市職員退職手当支給条例(昭和60年条例第1号)第18条第1項第1号及び第5項第2号、第19条の見出し及び同条第1項第1号、第20条第1項第1号並びに第22条第4項

(帯広市公害防止条例等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 帯広市公害防止条例(平成10年条例第3号)第28条第1項及び第2項
- (2) 帯広市情報公開条例(平成12年条例第1号)第42条
- (3) 帯広市行政不服審査法施行条例(平成28年条例第8号)第12条
- (4) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和5年条例第3号)附則第5項及び第6項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。